

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めています。 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を活用して診療を行います。

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

国が定めた診療報酬算定にともない、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区 分	点 数
初 診 時	1 点
再 診 時 (3 か月に 1 回に限る)	1 点

※マイナ保険証の利用の有無にかかわらず

令和6年12月1日
出水総合医療センター